

65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

平成29年5月1日改正

高齢者の雇用促進を目的として、65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。

<チェック項目>

- ☑ 制度を規定した際に経費を要した事業主
- ☑ 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主
- ☑ 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条の規定に違反していないこと。
- ☑ 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（※）が1人以上いること。

（※）短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

助成額

定年引上げ等の措置の内容に応じて、下表の金額を支給します。

（単位：万円）

	65歳 定年引上げ		66歳以上 定年引上げ		定年 廃止	66～69歳 継続雇用への 引上げ		70歳以上 継続雇用への 引上げ	
	5歳 未満	5歳	5歳 未満	5歳 以上		4歳 未満	4歳	5歳 未満	5歳 以上
引き上げる年数									
対象被保険者数									
1～2人	20	30	25	40	40	10	20	15	25
3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
10人以上	30	120	35	145	145	20	75	25	95

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性がありますことをご了承ください。詳しくは弊社助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。